

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年9月5日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
はまなす児童公園樹木伐採業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部都市計画課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年9月5日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
45,365円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年9月21日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
長屋住宅141号室の障子・襖張替え
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部都市計画課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年9月21日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
87,312円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。